

## 米軍構成員等の私有自動車の処分（改正）

米軍構成員等の私有自動車の処分に関する従前の合意（昭30）による規制の一部を緩和するよう改正した合意（「過去において処分したことの無い期間」を3年から2年に短縮）。（合同委承認日付 '67年5月11日）